

陳 情 文 書 表

受付番号	第54号
件 名	まち協が、教育委員会の「使用許可」を得た学校施設を、雇用事務員の勤務場所として雇用契約を結び、「ふるさと地域交付金」の交付を受けています。すると、雇用事務員の勤務場所がまち協の管理下になるため、教育委員会の管理権を侵害することになり、不法となります。よって、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に是正を求める」ことを陳情
受付年月日	令和2年5月25日
陳 情 者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要 旨	<p>《新しい陳情の要旨 その①》</p> <p>第2回となる陳情第50号の答弁において、また、『関知しない』が出てきました。陳情第36号、第50号において、この陳情は、教育委員会の管理権が侵害されていることを訴え、是正措置を求めるものであり、「関知している」ことは明白です。現時点において、なぜ教育委員会は、『関知しない』と答弁するのか、三田市議会は、なぜ、この教育委員会の答弁を放置するのか。学校施設の使用許可を出すことができるのは、教育委員会が管理権を持っているからできることです。関係があるではないですか。なぜ答弁を許すのですか。二元代表制の責任のもと、市議会は、教育委員会に、学校施設の管理権に関し、二度と『関知しない』を使わないで下さい。</p> <p>《新しい陳情の要旨 その②》</p> <p>「雇用契約で管理権が移るという認識はない」を教育委員会に、法的に、論理的に説明させて下さい。雇用主は、雇用契約において、雇用者を管理下に置きます。よって、勤務場所は管理下です。管理権を移した覚えのない教育委員会の管理権が、まち協の管理下になります。教育委員会の管理権がまち協に侵害されています。</p> <p>「雇用契約で管理権が移るという認識はない」ならば、まち協の管理下にあるはずの雇用事務員は、教育委員会の管理下ですね。まち協という独立した組織の関係者を教育委員会が管理するという状況はいろいろな意味でおかしい。</p> <p>反対にいうと、まち協は、学校施設の「使用許可」では、雇用契約を結べません。雇用契約は、「無効」です。よって、ふるさと地域交付金の支給ができなくなります。</p> <p>《新しい陳情事項》「二元代表制」の観点から、「三田市議会の是正措置」を求める。</p> <p>A 陳情第50号の答弁において、また、『関知しない』が出てきました。二元代表制の責任のもと、市議会は、教育委員会に、学校施設の管理権に関し、二度と『関知しない』を使わせないで下さい。学校施設の使用許可を出すことができるのは、教育委員会が管理権を持っているからできることです。関係があるではないですか。事実、『関知しない』が法的にクリアできるなら、法に則って教育委員会に説明させて下さい。</p> <p>B 過去2回の陳情にも拘わらず、「雇用契約で管理権が移るという認識はない」という状況を「問題ない」とする弁護士の回答が不明です。三田市議会が、二元代表制に基づき、至急に、教育委員会の管理権に法的に問題はないとする『弁護士の説明』を確認することを求める。</p> <p>C 教育委員会はまち協に、学校施設の「使用」を許可しています。管理権は教育委員会が持っています。まち協が使用を許可された学校施設を事務所とし、その学校施設を勤務場所として雇用契約を結び、勤務場所をまち協の管理下に置</p>

くと、教育委員会の管理権が侵害されることの確認を求める。

D 「雇用契約で管理権が移るという認識はない」としているのに、まち協の登録住所が、学校の住所と同じになっているところがあります。「雇用契約で管理権が移るという認識はない」ならば、学校施設は教育委員会の管理下ですね。「使用許可」で、この状況は不自然です。確認して下さい。

E 今回で3回目の陳情になります。この活動を始めてから、約1年になろうとしています。陳情者は、法を示し、論を示して、是正を求めています。常任委員会の審議が、A, B, C, Dの陳情事項に呼応し、法を示し、論を示した「答弁」、「審議」となることを求める。

付託委員会

福祉教育常任委員会